

個人データの第三者提供の取り扱い

事前の同意を得た場合を除き、加入者の個人情報第三者に提供いたしません。

ただし、次の各号に該当する場合は、加入者の事前の同意を得ることなく、加入者の個人情報を第三者に提供することがあります。

1. 法令の定めに基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
3. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、加入者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

また、下記については加入者の利益や事業主の負担などを勘案して、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意でよいこととなっています。今後も現状どおり、処理・活用させていただきます。

なお、同意されない方につきましてはご連絡ください。（不同意の取消も随時可能です）

1. 高額療養費、付加給付を本人の申請に基づかず事業主経由で支給すること
2. 医療費通知、ジェネリック通知を世帯まとめて被保険者にお知らせすること
3. 事業主との共同事業で健診・事後指導を行うこと
4. 健保連の高額医療給付の共同事業で交付金の申請を行うこと
5. 第三者求償で保険会社・医療機関等へ相談・届出を行うこと
6. 健診・保健指導の案内（電話・通知）を行うこと